

用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、PFI 法第 14 条及び第 22 条第 1 項に基づいて県議会の議決を経た後に県と事業者との間で締結される中城湾港（西原与那原地区）及び宜野湾港官民連携事業（仮称）契約をいう。
- (2) 「法令等」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- (3) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒じょう、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。また、事業者が善良な管理者の注意義務を尽くしても回避できない第三者による損害を含む。）であって、本県又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。ただし、法令等の変更は、「不可抗力」に含まれない。
- (4) 「設計図書」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成する詳細設計図書その他本施設の設計に係る一切の書類をいう。
- (5) 「施工計画書」とは、事業者が作成する本施設等の建設工事等に係る施工手順及び施工方法を記載した書類をいう。
- (6) 「完成図書」とは、事業者が作成する本施設の竣工に伴う一切の書類をいう。
- (7) 「運営開始」とは、施設の利用者が供用を開始することをいう。
- (8) 「予防保全」とは、劣化の有無や兆候を可能なかぎり確認又は予測して、故障や不具合が発生する前に、必要な日常点検・定期点検・修繕等を実施することをいう。
- (9) 「点検」とは、建築物・設備等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭、不具合その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (10) 「日常点検」とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検をいう。
- (11) 「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズンオフ点検を含めていう。
- (12) 「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
- (13) 「修繕」とは、建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

- (14) 「大規模な修繕」とは、劣化した建物及び設備を初期の状態に回復させるために性能・機能を一度に（大規模に）改修することをいう。
- (15) 「更新」とは、劣化した部位・部材や機器等を新しいものに取り替えることをいう。
- (16) 「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材等を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
- (17) 「警備」とは、施設内における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。